

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.225]]]]]]](2005.3.5)

このニュースは都合により一部の方に遅れて送信させていただいております。ご了承下さい。

参考情報・法律家の会第2回現地調査のご案内

昨年5月の佐渡現地調査に引き続き、法律家の会主宰の現地調査が行われます。今回は米子です。米子も新潟同様、拉致の疑われる地域で、6名の特定失踪者がおられます。今回はそのうちの3名の特定失踪者の現地調査です。奮ってご参加下さい。

(一般募集人員：約10名)

・行程

【5月14日(土)】1日目

羽田 11:10 (ANA813) 米子 12:30 境港市内昼食 簡単な結団式 13:30 境港  
港 (バス松本京子さん失踪現場) 15:00 皆生温泉 (バス古都瑞子さん失踪現場)  
ホテル：ひさご家 懇親会

【5月15日(日)】2日目

9:30 ホテル 大山 (バス：広田公一さん失踪現場) 米子空港 16:00 (ANA818)  
羽田 17:20

・旅費 東京発 58,000円

・申込先：北朝鮮による拉致・人権問題にとりくむ法律家の会

事務局 斉藤健児

TEL 03(3264)8138

FAX 03(3253)8289

なお旅行会社への予約手配の都合上、3月9日までにお申し込みください。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.226]]]]]](2005.3.8)

#### データの修正

先月のゼロ番台第 12 次リストで発表した戸島金芳さんについて、ご家族が再度確認したところ失踪年が 1955 年ではなく 1956 年であったとのことです。訂正させていただきます。これは事件が古いということだけではありません。いくつかのご家族で調査の過程で日付など事実関係の記憶違いがわかるということがあります。失踪というのが家族に極めて甚大な精神的苦痛を迫るものであるため、その苦痛を避けたいという思いが記憶を不確かなものになっている場合があるということです。ご理解下さい。

#### 情報に関する訂正

平成 15 (2003) 年 8 月にこのニュースでもご紹介した件ですが、同年 4 月に島根沖で潜水艦らしき物体が目撃され、それを当局がイルカであると発表したとの報道がありました。これについてその後の調査で、潜水艦でなかった可能性が高いことが明らかになりました。とりあえずご報告致します。ただ、北朝鮮が日本海側で潜水艦での浸透を企図しているとの話もありますので、今後も注意は必要であると思います。

なお、平成 8 年に韓国東海岸で作戦中座礁し鹵獲(ろかく)された北朝鮮のサンオ(鮫)級潜水艦は現在座礁地点の近くに展示されています。写真をご覧になりたい方は下記の臨時HPをご利用下さい。

<http://homepage2.nifty.com/117-326/sub.htm>

#### 参考論文

以下は戦略情報研究所の会員向けメールマガジン「おほやけ」40号(2月26日付)に本調査会の真鍋貞樹専務理事(戦略情報研究所専務)が寄稿したものです。ご参考までお知らせします。

#### 欠落している「再発防止」への取り組み

真鍋貞樹

北朝鮮の金正日が、拉致を認めたものの、拉致をやめた、とは明確に語っていない。拉致は北朝鮮だけが行なう犯罪ではないし、北朝鮮も必要によってはこれからも続けていくであろう。故に、今後も拉致はあり得る、と考えておくべきだ。

そのように想定した場合、現在の国会や政府などでの議論は、拉致問題の解決の議論は多くされているが、「再発防止」という観点からの議論がほとんど聞こえてこない。拉致と言う犯罪はもう過去の話であり、将来は発生する可能性はない、との認識を持っているように見える。官僚の不祥事や大事故などについては、発生直後から「二度と悲劇を繰り返さない」といった関係者の発言が繰り返されるのと状況が大きく異なっている。これは、依然として拉致問題の根幹部分である「法の想定を超えた犯罪」への対処が全くなされて

いないことの証明だ。この「法の想定を超えた犯罪」に対処する、という観点からの法整備の議論が、実はほとんど欠落しているのだ。欠落している限り、こうした犯罪は繰り返され、そして悲劇が繰り返されていく。

拉致という犯罪の「再発防止」という観点から、今後、日本は何をすべきかを考えてみたい。

#### 法と態勢の未整備

言うまでも無く、外国の工作人員による非合法活動への取り締まりの根拠法が依然として曖昧なままである。「スパイ防止法」というごく当たり前の法律が、数十年にわたって、議論さえされず、今日に至ってもほとんど議論の俎上に上っていない。

警察は「法と証拠」に基づく捜査を判断規範としているが、その肝心の法が整備されていないのではどうしようもない。また、拉致という犯罪が全く証拠を残さないものである限り、警察ではどうしようもない、という理屈になる。さらに、拉致は自治体警察の限界を超えた犯罪であるのに、それに対処する方法論を未だに見出せないでいる。具体的には米国のFBI（連邦警察）のように、管轄を超えた捜査機関が必要なはずなのに、それも議論さえされていない。

公安調査庁は、既存の「破壊活動防止法」によってのみ準拠されている限り、その法を超えた調査活動を行うことができない。しかも、公安調査庁には捜査権や調査権も付与されず、曖昧なままである。これでは、調査官の個人的ながんばりに依拠せざるを得ない。公安調査庁を改組し、「情報省（仮称）」といった総合的に情報を収集して分析し、国策に反映させていくような政策決定過程を築くことの必要性は大きいはずだ。

自衛隊においては、まったく拉致問題から疎外されている。自衛隊の持つ情報の重要性和その収集能力を政府の中核はあえて無視しているのであろうか。しかも、朝鮮半島有事の際の日本人保護という観点に立った場合、その能力を持つのは自衛隊しか存在しないのに、そうした観点の議論や法整備の議論さえない。

外務省においても、在外公館の調査能力というのはほとんど期待できない。拉致は、日本国外でも発生していることは明白な事実である。むしろ海外での日本人の失踪は国内の失踪と比べても少なくなく、そして全く放置されたままである。その意味では日本国内の失踪よりも深刻な状況に家族が置かれている。在外公館での様々な情報収集は、日本国内の情報収集能力とほとんど同じか、むしろ、相手国の事情によって事実上制限されているのが実態である。これでは、国外での日本人失踪事件というものは、全く忘却の彼方に追いやられる。某民主党議員が「外務省を接待省と、海外情報省に分離させるべきだ」といった冗談とも本気とも思える話を筆者にしていたが、真剣に考える価値があると思う。

これからも続く悲劇

以上のように、拉致が再発した場合、同じ過ちを繰り返すことになるのは明白だ。現在の特定失踪者の家族が置かれている状況がそれを如実に表している。家族会の飯塚副会長が「特定失踪者のご家族は、われわれがこれまで経験したことと、全く同じ状況にある」と発言されたのは、日本においてこうした悲劇が繰り返されているということだ。そして、今後とも悲劇が繰り返されることはあり得ない、とは誰も否定できない。

いったい、どれだけの悲劇を繰り返せば、この日本という国家は、こうした悲劇への対処の方法論を学ぶのだろうか。これまで、日本の政府関係者から拉致問題に関連して、「再発防止に全力を傾注する」といった趣旨の発言は無い。それは、政府関係者に、こうした同じ状況を繰り返してきたことに対する責任を果たす、という意味が存在しないことを意味する。

では、どうすべきか。この簡単な疑問に対する回答は簡単だ。政府の責任のもとに法を変えることだ。もちろん法を変えることは容易な作業ではない。しかし、「法と証拠」に拉致問題の解決が還元され、それに限界がある限りは、法を変えることしかない。しかも、「再発防止」という観点に立てば、速やかに法整備を進めていかななくてはならない。「再発防止」とは、もちろん拉致という犯罪行為の防止でもあるし、拉致という犯罪の発生を許し、そして問題を解決できないでいる日本の状況を繰り返さない、ということだ。

やるべき方向は明確だ。それをやらない、やれない、という日本の政治状況は、日本という国家が国家としての体を実は成していない、という証明にもなる。そして、こうした国家のもとで生きざるを得ない国民の悲劇はこれからも続く、ということだ。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.227]]]]]]](2005.3.21)

政府に古川了子さんの署名提出

昭和 48 年に千葉県市原市で失踪した古川了子さんの拉致認定を求める書類が明日、ご家族及び地元の市原市長らによって政府に提出されます（14:00・内閣府支援室予定）。調査会役員も同行します。

古川さんについては前にも書いた通り、認定を求める行政訴訟も準備していますが、これについては署名提出後の政府の対応などを勘案して検討していく予定です。行政訴訟が行われる場合は単に古川さん 1 人の問題ではなく、未認定拉致被害者全体の問題として行われることとなります。

去る 17 日の参議院予算委員会で民主党の山根隆治議員が拉致問題について質問し、平成 14 年 10 月のクアラルンプールでの日朝実務者協議で名前を出している松本京子さん・田中実さん・小住健蔵さんの 3 人と藤田進さん・加瀬テル子さんについて、北朝鮮に名前を挙げて質しているにもかかわらず拉致認定をしないのはなぜかと詰寄りましたが、外相からも国家公安委員長からもまともな答弁はありませんでした。結局政府の「認定」が恣意的なものであるということ以外に回答のしようがないのでしょう。

もともとの対応を定めた支援法を制定するときに法律用語となったものです。もともとは法的な意味はなく、国会答弁などで政府が見解を述べたという事実関係だけのものでした。

支援法自体は必要なものでしたが、それによって、「認定」が独り歩きし、認定された人と認定されていない人に大きな壁ができてしまったのも事実です。また、政府も認定した人とされていない人については明確な壁を作り、ある意味ではその壁を崩さないことに全力を尽しているように見えます。

政府答弁ですら北朝鮮の拉致と思われる失踪事件がまだ相当数あることは認めています。そして、警察が何十年もかけ、膨大な予算と人員を注込んでわずか 15 人しか政府認定に至っていないということは、どう考えても現在の国家としての取組みに欠陥があると言わざるを得ません。

政府がすべきは（これは私たち日本国民すべてと置き換えてもいいかも知れません）認定した人を救うことではなく、すべての拉致被害者を救うことです。これができなければ政府の誰かが責任を負わなければならないことは言うまでもありません。我々自身、調査会設立後 2 年余、まだ 1 人の未認定被害者も取返せていないことには責任を痛感しています。政治家であれ官僚であれ民間人であれ、今この状態が続くことが不正常であるとの認識を持たなければならないと思います。

政府（官邸）の対応の問題については今後各党の関係議員とも連携して一層取組みを強

めていく予定です。関係各位のご協力をよろしく申し上げます。(荒木)

---

戦略情報研究所第3回講演会--お誘い合わせの上ご参加下さい

日時：3月22日(火)18:30～

会場：友愛会館 1階A会議室

〒105-0014 東京都港区芝2-20-12 TEL 03-3453-5381

(都営地下鉄三田線芝公園駅A1出口徒歩2分、JR田町駅徒歩10分)

講師：洪ヒョン・元駐日韓国公使

テーマ：北朝鮮の対日工作活動について

参加費：2000円(会員の方はお送りしてある参加証をご利用下さい)

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.228]]]]]](2005.3.28)

徳島県議会で特定失踪者に関する意見書採択

徳島県議会では2月議会で請願「特定失踪者の真相究明と政府認定について」を採択し、下記意見書を採択しました。

自治体での特定失踪者問題に関する取組みは様々な進展を見せており、去る18日には米子で、鳥取県・米子市のバックアップのもと集会が開催され、また、古川了子さんの認定を求める署名の政府への提出には地元市原市の市長が同行するなど、政府以上に積極的な取組みが見られます。関係各位におかれましても今後地元地域において積極的な取組みをしていただくようお願い申し上げます。

#### 徳島県議会・特定失踪者の真相究明と政府認定を求める意見書

現在、政府により15名の方々が北朝鮮による拉致被害者として認定されているが、その他にも拉致の疑いがある失踪者（特定失踪者）が多数あり、この中には本県関係者も含まれている。

本人及び家族の心痛は察するに余りあるものがあり、一日も早い真相解明が何よりも望まれるところである。

よって、国におかれては、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化なしとの強い姿勢を貫き、次の事項を最重点課題として取り組み、拉致問題の全容解明、早期解決が図られるよう強く要望する。

- 1 特定失踪者の失踪原因の真相究明と現状把握を早急に行うこと。
- 2 北朝鮮による拉致の可能性が濃厚であると判断できる特定失踪者については、速やかに拉致被害者の認定を行い、北朝鮮に原状回復を求めること。
- 3 拉致されたすべての方々の原状回復なくして拉致問題の解決なしとの政府方針を堅持すること。

平成17年3月23日

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.229]]]]]](2005.3.29)

法律家の会・調査会合同緊急記者会見のお知らせ

昨年1月に日本弁護士連合会人権擁護委員会に対して行った人権救済申立て（特定失踪者16人）について、本日、日弁連は「要望書」と「調査報告書」を政府（外務省・警察庁・内閣府）に対し執行します。これは申立てに対する結論とも言えるもので、極めて重要な意味を持つものです。日弁連では16:30より記者会見を開くと聞いていますが、法律家の会と調査会でもこれを受けて本日緊急の記者会見を行います。報道関係各位にはご多用のことと存じますが、取材方よろしくお願い致します。

- 1、日時 3月29日（火）18:00～
- 2、場所 友愛会館1階A会議室（港区芝2-20-12）
- 3、参加者 法律家の会 斎藤健児事務局長  
申立人（東京周辺の特定失踪者家族）  
山口幸子さん（大屋敷正行さんの姉）  
竹下珠路さん（古川了子さんの姉）  
大澤茂樹さん（大澤孝司さんの兄）  
横山木三子さん（新木章さんの妹）  
佐々木アイ子さん（佐々木悦子さんの母）  
調査会 荒木和博代表・真鍋貞樹専務理事  
増元照明常務理事・杉野正治常務理事
- 4、内容 今回の日弁連の発表に関して  
（法律家の会の声明発表・家族からのコメント、調査会の今後の対応等）

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.230]]]]]](2005.3.30)

日弁連、政府に人権救済申立で要望書提出

昨日(29日)、日弁連は内閣府、外務省および警察庁を訪れ、昨年1月29日に提出されていた特定失踪者16人に関する人権救済申立につき、要請を行いました。

これに関して法律家の会では以下の声明を発表しました。

#### 声明

本日、日本弁護士連合会は、平成16年1月29日に加藤久美子さんら16名の特定失踪者の家族らが申立人となり、日弁連人権擁護委員会に対して人権救済を求めていた事件(北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件)について、結論を下し、本日、内閣官房・外務省・警察庁の関係各政府機関に対して執行し、「要望書」と「調査報告書」を手渡した。

要望書等の主旨は、申立にかかる16名の失踪は「いずれも北朝鮮当局による拉致の疑いがある」、「国民の安全に対する重大な侵害の疑いがある」と認定し、内閣総理大臣と外務大臣に対しては「北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め」、「被害者16名の所在が確認できたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい」等と強く要望し、また警察庁長官に対して、「関係都道府県警察に対し、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう指揮監督されたい」と強く要望したものである。

よく知られるとおり、平成14年9月17日の日朝首脳会談において北朝鮮政府が9件13人の拉致を認めて以降、北朝鮮による拉致の可能性が否定できない失踪者(特定失踪者)の届出が全国で相次ぎ、現在、特定失踪者問題調査会に登録されている者は実に400名を超える。調査会はこれまでに、うち33名について北朝鮮による拉致の可能性が高い(いわゆる1000番台)失踪者として2度にわたる全国一斉刑事告発を行った。本件は、第1次一斉告発を行った16名について、法律家の会の弁護士25名が代理人となり、日弁連人権擁護委員会に対し救済申立を行ったものである。本要望書によって日弁連も、政府が既に認定している10件15人以外に多数の拉致被害者が存在する可能性を認めただ点で極めて重要である。

申立以来1年余、日弁連人権擁護委員会の担当委員及び同役員の方々が本件救済申立を正面から受けとめて精力的に審査を行い、本日、重要な意義をもつ要望書と調査報告書を作成し執行されたことについて、法律家の会として心より敬意を表し、感謝申し上げる次第である。

当法律家の会は、政府及び捜査当局が、日弁連の要望を真摯に受け止め、今回の要望の対象となった人々を含む北朝鮮による拉致の可能性のある全ての失踪者について、一日も

早い解決に向けた努力を傾注されるよう強く求めるものである。

また当会も、法律家としての職責を生かし北朝鮮による拉致・人権問題の全面的な解決に向けて引き続き活動する所存である。

平成 17 年 3 月 29 日

「北朝鮮による拉致・人権問題にとりくむ法律家の会」  
(略称・法律家の会)

共同代表 弁護士 藤野義昭  
同 弁護士 木村晋介  
事務局長 弁護士 斎藤健兒

-----  
今回の 16 人は単に 16 人ということではなく、特定失踪者問題についての日弁連の立場を明らかにしたものです。政府は現在認定している 15 人以外に拉致被害者がいることを事実上認めながら、現時点では 15 人しか認定していません。そして、この 15 人とそれ以外の人には明確な壁を作っています。

これは被害にあった国民の大部分を見捨てることであり、一種の犯罪行為といっても過言ではありません。調査会でも法律家の会との連携の上、すでにお伝えしている古川了子さんの拉致認定を求める訴訟の準備を進める他、今後国会等の審議を通じ政府の不作為を厳しく質していきます。また、写真等各種情報の公開など可能な手段を総動員して全被害者救出に向けて全力を尽す所存です。各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.231]]]]]]](2005.3.30)

#### 日弁連の要望書

昨日お伝えしたように、日弁連は昨年1月29日の人権救済申立について、昨日総理・外務大臣・警察庁長官宛の要望書をそれぞれの官庁に届け、要請を行いました。ここでは総理宛の要望書の内容をお知らせします。

3つの内容は宛先によって若干の内容の相違はありますが、趣旨は全く同じです。かなり踏み込んだものであり、政府の誠実な対応が求められることは言うまでもありません。これに付随する「北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件調査報告書」(日弁連人権擁護委員会)は43ページにわたるもので、例えば問題となっている山本美保さん失踪に関わる漂着遺体のDNA鑑定結果についても「鑑定結果が公表されているものの、遺体Aと山本さんの同一性を疑わせる多数の時女王が存在することから、遺体Aと山本さんとの同一性についての疑問が完全に払拭しきれていない」とし、「山本さんについて北朝鮮当局により拉致された疑いがある」とされています。

何度も書いていますが、この16人はもちろん16人に留まるものではなく、すべての拉致被害者を救出することを求めたものだと言えます。いつまでもごまかしを続けていれば、本当にその不作為に対する責任を問われることになるでしょう。一刻も早い、これまでも根本的に異なる対応を行うことが求められます。

-----  
(以下の要望書には日にち等で一部誤記がありますが、そのまま記載しました)

日弁連総第116号  
2005(平成17)年3月29日

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

日本弁護士連合会会長 梶谷剛

#### 要望書

当連合会は、別紙1「申立人目録」記載の申立人らによる人権救済申立事件(北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件)につき調査した結果、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがあることに鑑み、政府として下記の措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

##### 第1 要望の趣旨

1 日本政府は、本件被害者16名(別紙2)の失踪について、朝鮮民主主義人民共和国(以

下「北朝鮮」という)当局による拉致の疑いがあるので、北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め、本件被害者 16 名の所在の確認ができたときは、政府間交渉の課題とし帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい。

- 2 日本政府は、本件に関し、被害者家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立をする場合、これに全面的に協力されたい。

## 第 2 要望の理由

### 1 申立人らの本件申立の趣旨及び理由

申立人らの本件申立の趣旨及び理由は、次のとおりである。

- (1) 本件被害者 16 名はいずれも、以下に述べる事情から総合的に判断して北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。本件被害者 16 名の失踪時期は、1968(昭和 43)年から 1991(平成 3)年にかけての時期にあり、北朝鮮当局による拉致事件が惹起されていたと推測される年代にある。そして、本件被害者 16 名いずれについても、自殺の動機がなく、自ら失踪する動機もなく、その失踪状況は、極めて不自然であることが認められるケースである。本件被害者 16 名のうち、その失踪当時において、北朝鮮当局の在日職員と推測される者との接触の事実があると思われるのは、高敬美さん、高剛さん、金田龍光さんの 3 名であり、各事案ではその職員の氏名も特定されている。その失踪場所や遺留品の残置場所が、北朝鮮当局による拉致を疑わせる海岸にあたるケースは、松本京子さん、大屋敷正行さん、大澤孝司さん、山本美保さん、秋田美輪さん、水島慎一さん、斉藤裕さんの 7 名である。

他方、北朝鮮国内で、その所在を目撃されたとする証言があるのは、加藤久美子さん、古川了子さん、松本京子さん、大屋敷正行さん、国広富子さん、山本美保さん、斉藤裕さん、佐々木悦子さんの 8 名である。

新木章さんの場合は、日本政府が拉致被害者と認定している田口八重子さんと近似したケースであり、今井裕さんの場合には、北朝鮮当局の職員の不法入国事件が発生した地域での極めて不自然な失踪のケースである。

- (2) 上記事情に加えて、つぎの 5 つの理由をも考慮すると、本件被害者 16 名がいずれも北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。
  - ・ 失踪の状況が他の拉致事案と類似していること。
  - ・ 拉致の場所が、過去に一度ならず北朝鮮当局の職員の不法入国事件が発生した地域であること。
  - ・ 時期的に見て、拉致事件が頻発していた年代にあたること。
  - ・ 拉致疑惑のある多数のケースに照らし、その年齢性別が拉致対象者となる蓋然性を有すること。
  - ・ 自殺の動機がなく、また自ら失踪する動機もないこと。

- (3) によって、総理大臣、外務大臣に対し、本件拉致被害者の多くが被害発生以来すでに 20 年以上も経過している事実を真摯に受け止め、早期解決のために北朝鮮政府と政府間交渉を開始し、本件拉致被害者の所在の確認と身柄の返還を求め、一日も早く、家族全員が一堂に会することができるよう努力すること、本件に関し、家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立を余儀なくされる場合、これに全面的に協力すること、警察庁長官に対し、本件申立が北朝鮮当局による拉致の疑いが極めて濃厚であるので、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにされることを求めるものである。

## 2 本申立に対する当連合会の事実認定

当連合会は以下のとおり事実認定を行った。

- (1) 加藤久美子さん(1948〔昭和 23〕年 1 月 1 日生。失踪時 22 歳)は 1970(昭和 45)年 8 月 8 日福岡県北九州市で失踪し、古川了子さん(1955〔昭和 30〕年 1 月 1 日生。失踪時 18 歳)は 1973(昭和 48)年 7 月 7 日に千葉県市原市又は千葉市で失踪し、高敬美さん(1967〔昭和 42〕年 4 月 10 日生。失踪時 6 歳)及び高剛さん(1970〔昭和 45〕年 6 月 29 日生。失踪時 3 歳)は 1973(昭和 48)年 6 月ころ東京都内で失踪し、金田龍光さん(1952〔昭和 27〕年 12 月 12 日生。失踪時 27 歳くらい)は 1979(昭和 54)年頃成田からオーストリアへ出国後失踪し、松本京子さん(1948〔昭和 23〕年 9 月 7 日生。失踪時 29 歳)は 1977(昭和 52)年 10 月 21 日に鳥取県米子市で失踪し、大屋敷正行さん(1952〔昭和 27〕年 12 月 5 日生。失踪時 16 歳)は 1969(昭和 44)年 7 月 28 日に静岡県沼津市大瀬崎海岸で失踪し、大澤孝司さん(1946(昭和 21)年 6 月 21 日生。失踪時 27 歳)は 1974(昭和 49)年 2 月 24 日佐渡郡新穂村(現佐渡市新穂)で失踪し、国広富子さん(1952〔昭和 27〕年 2 月 9 日生。失踪時 24 歳)は 1976(昭和 51)年 8 月 2 日山口県宇部市で失踪し、新木章さん(1947〔昭和 22〕年 10 月 16 日生。失踪時 29 歳)は 1977(昭和 52)年 5 月 21 日に埼玉県川口市で失踪し、山本美保さん(1964〔昭和 39〕年 3 月 3 日生)は 1982(昭和 57)年 6 月 4 日山梨県甲府市で失踪し、秋田美輪さん(1964〔昭和 39〕年 1 月 25 日生。失踪時 21 歳)は 1985(昭和 60)年 12 月 4 日兵庫県神戸市で失踪し、水島慎一さん(1949〔昭和 24〕年 4 月 24 日生。失踪時 18 歳)は 1968(昭和 43)年 2 月 9 日富山県新川郡朝日町宮崎海岸で失踪し、斉藤裕さん(1950〔昭和 25〕年 9 月 17 日生。失踪時 18 歳)は 1968(昭和 43)年 12 月 1 日北海道稚内市で失踪し、今井裕さん(1950〔昭和 25〕年 12 月 20 日生。失踪時 18 歳)は 1969(昭和 44)年 3 月 2 日に青森県弘前市で失踪し、佐々木悦子さん(1963〔昭和 38〕年 12 月 6 日生)は 1991(平成 3)年 4 月 22 日埼玉県浦和市で失踪している。

- (2) 本件被害者 16 名が北朝鮮当局によって拉致されたと即断することはできないが、事故などに遭遇した形跡が認められないこと、自殺、家出などの失踪の理由がないこと、失踪時の状況が不自然であること、日本国内で生活している痕跡が認められないこと、北朝鮮当局による関与が疑われることなどの理由から、北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると判断すべきである。

特に、本件被害者 16 名中、別紙 2「本件被害者一覧表」記載の加藤久美子さん(1)、古川了子さん(2)松本京子さん(6)、大屋敷正行さん(7)、国広富子さん(9)、斉藤裕さん(14)、'佐々木悦子さん(16)の各番号の 7 名については、信用性が必ずしも否定できない北朝鮮内での目撃証言があることから、拉致被害者である相当の疑いがある。

### 3 当連合会の判断

現在、北朝鮮政府は、公式に同国の関係機関による日本人に対する拉致行為があったことを認め、既に、5 名の拉致被害者及びその家族を帰国させていること、その余の 8 名に対しても拉致行為があったことそれ自体は認めている。

他方、北朝鮮政府が自認している上記 13 名の拉致被害者について、格別拉致されるべき特殊的固有の事情が存したとも認められないので、この 13 名以外に日本人に対する拉致行為がなかったと推認することは到底できないと判断される。

この判断が正当であることについては、日本政府及び外務省も事実上肯定している。北朝鮮当局による拉致行為は、既に明らかになった上記 13 名のケースを見ても、全く秘密裡に実行されており、その拉致の存在を裏付ける証拠を残さないよう画策する努力のうえでなされているのであり、従って、例えば、曾我ひとみさんのケースでは、北朝鮮政府が拉致被害者として公表するまでは、必ずしも、日本国内では、同人が北朝鮮当局による拉致被害者であると疑われていなかったという経過もあった。

北朝鮮当局による拉致行為は、言うまでもなく拉致被害者の基本的人権、特に憲法 13 条の「生命、自由もしくは幸福追求の権利」の保障及び市民的及び政治的権利に関する国際規約 9 条 1 項が保障している身体の自由と安全」に関する重大な侵害行為である。

そして、拉致後の時間的経過からすれば拉致被害者は同規約 7 条の「拷問ないし非人道的もしくは品位を傷つける取扱」を受けている疑いが帰国拉致被害者 5 名にかかるその後の報道記事でうかがわれるところである。

拉致被害者家族及びその関係者が、この間に受けてきた苦しみは計り知れないものがあり、同規約 23 条の「家族は社会の自然かつ基本的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利」の侵害の問題でもある。また、国連人権委員会における「北朝鮮の入権状況決議」(2003[平成 15]年 4 月 16 日)や国連本会議での「強制的失踪決議」(2002 年[平成 14]12 月 18 日)により、強制的失踪が人間の尊厳、人権及び自由に対する深刻な侵害であり国際法規則の違反であることが述べられている。よって、以上のことを踏まえ、本件申立にかかる 16 名について北朝鮮当局による拉致という人権侵害の疑いがあるので、その救済を図るのが妥当と判断した。

### 4 結論

よって、要望の趣旨記載のとおり要望する。

以上